

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を補完するものとして、登別市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関し、設置者が主体的に遵守すべき事項や必要な手続き等を定めることにより、登別市民の安全・安心、良好な景観及び自然環境を確保するとともに、秩序ある再生可能エネルギー事業の実施を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置者 再生可能エネルギー発電設備を設置する者をいう。
- (2) 地域住民 再生可能エネルギー発電設備設置予定地周辺の住民、事業者及び町内会関係者をいう。
- (3) 景観 海、山、川等の自然要素若しくは建物、道路等の人工的要素又はこれらの要素で構成された景色をいう。
- (4) 発電事業 再生可能エネルギー発電設備における発電及び売電事業をいう。
- (5) 発電出力 再生可能エネルギー発電設備において、単位時間当たりに発電できる最大の出力をいう。
- (6) 発電事業者 再生可能エネルギー発電設備により発電事業を行う者をいう。

(対象設備)

第3条 本ガイドラインの対象となる設備は、次に掲げる発電出力が10kw以上の再生可能エネルギー発電設備とする。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものについては除く。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 風力発電設備
- (3) 水力発電設備
- (4) その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備

(対象地域)

第4条 本ガイドラインの対象となる地域は、市内全域とする。

(地域住民への説明会等の実施)

第5条 設置者は、第3条に掲げる設備で、かつ発電出力が50kw以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、速やかに地域住民に対する説明会を実施し事業内容を周知するものとする。ただし、近隣住民が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。

- 2 設置者は、説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）において、地域住民から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。
- 3 設置者は、前2項の規定による地域住民に対する説明会等を実施した日から14日以内に住民説明会等概要報告書（別記様式第1号）を市長に報告するものとする。
- 4 設置者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告するものとする。

（事業計画等の届出）

第6条 設置者は、再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、事業に着手する60日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置計画等届出書（別記様式第2号）に関係書類を添付し、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出を行った設置者は、計画等を変更又は中止しようとするときは、変更又は中止する日の30日前までに、再生可能エネルギー発電設備設置計画等変更・中止届出書（別記様式第3号）を市長に届け出るものとする。

（設備の設置及び運用を行うに当たって遵守すべき事項）

第7条 設置者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- （2）再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、著しく傾斜している土地やその周辺を選定する場合は、安全性を確保するために必要な措置を講ずること。
- （3）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の景観等に与える影響を最小限に抑えるよう十分配慮し、設置及び運用により景観を著しく阻害する場合は、設置者が改善のために植樹等の必要な措置を講ずること。
- （4）騒音、振動、光害等により、地域住民の健康又は生活環境を害することのないよう十分配慮すること。
- （5）雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講ずること。
- （6）再生可能エネルギー発電設備を設置した場所の除草等環境整備に努め、周辺環境に十分に配慮すること。
- （7）事故、自然災害等により、発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに関係機関及び地域住民等に連絡するとともに、復旧または撤去を行うこと。
- （8）再生可能エネルギー発電設備の外部から見えやすい場所に、設置者名や連絡先などを記載した標識を掲示すること。標識の記載内容は、国のガイドラインを遵守すること。
- （9）国のガイドラインを遵守し、再生可能エネルギー設備の種類に応じた適切な発電事業及び再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去を行うこと。
- （10）太陽光発電設備を設置する者は、環境省が策定する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考に環境配慮の取組を行うこと。

(11) 経済産業省資源エネルギー庁が策定する「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守し、再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去に向け、計画的な費用の確保を行うこと。

(12) 再生可能エネルギー設備の設置及び運用に起因して発生した苦情等が寄せられた場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。

(設置完了の届出)

第8条 第6条第1項の規定による届出を行った設置者は、当該届出に係る設置が完了したときは、完了後14日以内に再生可能エネルギー発電設備設置完了届出書(別記様式第4号)を市長に届け出るものとする。

(発電事業の事業者変更)

第9条 発電事業者の名義が変更となる場合(本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置し、発電事業を行っていた者も含む。)において新たな発電事業者は、名義が変更された日から14日以内に再生可能エネルギー発電事業の設置者変更届出書(様式第5号)を市長に届け出るものとする。

(廃止の届出)

第10条 発電事業者(本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置し、発電事業を行っていた者も含む。)は、発電事業を終了し、再生可能エネルギー発電設備を廃止したときは、廃止後14日以内に再生可能エネルギー発電設備廃止届出書(別記様式第6号)を市長に届け出るものとする。

2 設置者(本ガイドラインの施行日において、既に再生可能エネルギー設備を設置していた者も含む。)は、発電事業を終了し、再生可能エネルギー発電設備を廃止したときは、発電設備を速やかに撤去する等、適正に処理するものとする。

(指導、助言等)

第11条 市長は本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し必要な事項について報告を求め、適切な措置をとるべく指導及び助言等を行う。

2 市は設置者が関係法令等に定める義務を遵守しないときは、経済産業大臣へ情報を提供するものとする。

(ガイドラインの見直し)

第12条 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

本ガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

住民説明会等概要報告書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 設備名称		
2 設置場所		
3 開催日時	年 月 日 時 ～ 時	
4 説明者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
5 周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会（会場： ）	
	<input type="checkbox"/> 戸別（別添地図の◎印）	
6 対象人員	<input type="checkbox"/> 説明会（ 人） <input type="checkbox"/> 戸別（ 戸）	
7 説明会の状況 （内容）	※説明会の配付資料があれば添付してください。	
8 地域住民の意見 及び要望		
9 地域住民の意見 及び要望への回答		

※記入欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

別記様式第2号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置計画等届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設備種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他発電設備（ ）
2 設備名称	
3 設置場所	
4 敷地面積（㎡）	
5 発電出力（kW）	
6 施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7 稼働開始予定日	年 月 日
8 計画担当部署名等 ※設置者が法人の場合記載	部 署 名： 担当者職氏名： T E L： E-Mail： 電話番号：
9 工事施工者	施工者名： 所 在 地： T E L：
10 関係書類	<input type="checkbox"/> 会社概要（登記簿謄本等）※設置者が法人の場合添付 <input type="checkbox"/> 設置予定地の位置図 <input type="checkbox"/> 計画の概要（内容、事業計画、スケジュール等） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

別記様式第3号（第6条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置計画等変更・中止届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更・中止の別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
2 設備種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他発電設備（ ）
3 設備名称	
4 設置場所	
5 当初の届出日	年 月 日
6 変更・中止年月日	年 月 日
7 変更・中止の内容	
8 変更・中止の理由	

※記入欄が不足する場合は、別紙を添付すること。

別記様式第4号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電設備設置完了届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

_____年 ____月 ____日に届出した再生可能エネルギー発電設備設置計画等届出書に基づく設置工事が完了したので、登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設備種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他発電設備（ _____ ）	
2 設備名称		
3 設置場所		
4 発電出力（kW）		
5 敷地面積（㎡）		
6 工事完了年月日	_____年 ____月 ____日	
7 稼働開始日又は 予定日	<input type="checkbox"/> 開始日 <input type="checkbox"/> 予定日	_____年 ____月 ____日
8 関係書類	<input type="checkbox"/> 設置状況が確認できるカラー写真	

別記様式第5号（第9条関係）

再生可能エネルギー発電事業の設置者変更届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 設備種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他発電設備（ ）
2 旧設置者名	住 所 事業者名 電話番号
3 新設置者名	住 所 事業者名 電話番号
4 変更年月日	年 月 日
5 変更理由	
6 関係書類	<input type="checkbox"/> 新設置者の会社概要（登記簿謄本等） ※設置者が法人の場合添付

別記様式第6号（第10条関係）

再生可能エネルギー発電設備廃止届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登別市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 設備種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他発電設備（ ）
2 設備名称	
3 設置場所	
4 発電出力（kW）	
5 敷地面積（㎡）	
6 廃止年月日	年 月 日
7 撤去完了（予定） 年月日	年 月 日 ※撤去が完了していない場合は予定日。
8 廃止の理由	

付録

1. 主な関係法令リスト

法令	手続
海岸法	海岸保全区域等の占用許可等
河川法	河川区域占用許可手続 河川区域内工作物設置許可手続 河川区域内掘削許可手続
環境影響評価法	環境影響評価手続
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
景観法	景観法に基づく届出手続
港湾法	臨港地区内における行為の届出 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可
国土利用計画法	土地売買届出手続
砂防法	砂防指定地内行為許可手続
地すべり等防止法	地すべり防止区域の開発前許可申請手続
自然環境保全法	自然環境保全地域内での開発許可申請手続等
自然公園法	工作物新築許可申請手続等
消防法	危険物取扱所設置等許可届手続
振動規制法	特定施設設置届出手続
森林法	林地開発許可等手続 伐採及び伐採後の造林の届出手続
絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律	国内希少野生動物種の捕獲等の許可手続 生息地等保護区の管理地区内等における行為許可等手続
騒音規制法	特定施設設置届出手続
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内における行為許可手続
道路法	道路の占用許可手続 道路法に基づく車両制限
都市計画法	開発許可手続
土壤汚染対策法	土地の形質変更に係る届出手続
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外手続
農地法	農地転用許可手続等

法令	手続
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地形質変更届出手続
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可手続等

※掲載した関係法令はあくまで参考として例示した主なものであり、再生可能エネルギー発電設備の種類・設置場所等によって記載以外に関係する法令もあります。最終的な確認・判断は、設置者の責任において行ってください。